

幕末維新期の東信州と平田国学

吉田 麻子

はじめに

鳥崎藤村『夜明け前』で象徴的に描かれているように、信州、とりわけ下伊那地方は多くの平田門人を輩出したことと有名である。南信・東濃の平田門人によるネットワーキング形成と主体的な活動についての研究は、昭和四年に刊行された市村威人『伊那尊王思想史』¹⁾を出発点とし、近年では、宮地正人により、中津川地方と平田家双方に伝わった一次史料をもとに飛躍的な発展をみた。²⁾

中でも特に、平田篤胤の主著ともいえる『古史伝』上木運動や、篤胤の著書をつかった周辺門人への啓蒙活動、江

戸の気吹舎からの書物取次などは、平田学が地域に根付き育つための重要な条件となり、またそのこと自体が門人達の活動の主体性を物語るものでもあった。だが、このような気吹舎の書物と出版をめぐるいとなみについては、気吹舎の著作物一つ一つの成立・出版事情や、全国的に広がる門人とそれぞれの地域史との関連といった点において、いまだ解明の余地が充分にある。本稿では、そのような書物の社会史という大きな枠組みを目指す中で、とくに東信州を中心とした幕末から維新期の平田学についてとりあげる。

赤報隊と気吹舎

幕末維新の信州における平田学派を印象づける作品として『夜明け前』の他に長谷川伸『相良総三とその同志』³⁾がある。本書(特に下巻)は、相良総三率いる赤報隊(官軍先鋒隊)が、のちに偽官軍として新政府に捕らえられ処刑されるといふ歴史的事実を史実にそつた形で著したものである。『夜明け前』にも部分的に描かれるこの赤報隊の事件は、信州東部がキーポイントとなる。その赤報隊と気吹舎との関係を確認する上で、まず一通の書簡を紹介したい。

史料1 慶応四年二月十七日 白川千代麻呂差出、平田鏡胤宛書簡⁴⁾

一筆啓上仕候、餘寒未難退候得共、皆々様益御機嫌宜罷居大慶奉存候、然は私義、去ル九日出立仕、十五日碓氷峠へ着仕候処、官軍郷導隊に面会致し候処、折よく御門人佐藤倭文雄氏に面会致し、実に都合宜しき方に御座候、然は此度、神祇隊を一隊可立心得御座候間、師岡節斎氏始め有士之人々を早々御上七被下度、奉願候、鎮撫大將軍は始高松殿にて甲府迄御出張二相成候処、少々わけから有之、大原鏡御下二相成候、薩長等も道法餘程操出二相成候処間追々江戸表へ近づき可申

候、但シ此度之事は御他言難く御無用ニ奉存候、但馬守方へも内々ニ御成可被下候(後略)

史料1は、慶応四年二月、中山道を通つて京都へ上る途中であつた白川家の子息千代丸(千代麻呂)が、碓氷峠を占拠していた赤報隊隊員であり気吹舎門人でもあつた佐藤倭文雄(三浦秀波)に面会し、一緒に神祇隊を立ち上げる相談をした旨を、平田鏡胤に向けて知らせる内容である。ときに千代丸は十八歳。「但馬守」とは、白川神祇伯関東執役でやはり気吹舎門人であつた古川美濃守(將作)の養子古川但馬守(豊彰)のことである。実は、この書簡が発せられる半年ほど前(慶応三年九月十五日)に白川千代丸は、水原主水の名で気吹舎に入門しているが、その際に気吹舎へ千代丸を連れてきたのがこの古川但馬守であつた。つまり、自らの世話役とも言える但馬守には、これからおこそうとするこのラディカルな行動を知らせないでくれ、と念を押しているのである。この書簡で注意すべきは、「慶応四年二月十七日」というその日付である。

赤報隊の始まりは、慶応四年一月四日に、相良総三が西郷隆盛を訪ね、京都を脱出する綾小路俊実・滋野井公寿の二卿を擁して結成される東征軍先鋒隊に加わるよう要請されたことから始まる。同年一月七日、相良は近江松尾山の東征軍先鋒隊に加わり、その三日後の一月十日、東征軍先

鋒隊は赤報隊を名乗ることとなる。相良総三はその一番隊長となった。相良が太政官に「年貢半減」などを建白しつつ、赤報隊は東山道へと進軍するが、京都には赤報隊に対する悪い噂が広まるなどして、同年一月二十五日、至急京都へ引き返すべしとの命令が下る。ここで、相良率いる一番隊と綾小路の本隊は分裂することとなる。すなわち相良隊は官軍先鋒嚮導隊を名乗り、新政府命令を無視して中山道を信州へと向かうのである。一方、滋野井隊は四日市にて処刑され、京都へ帰還した綾小路本隊には解散・入牢という結果が待ち受けていた。

同年二月六日、官軍先鋒嚮導隊は信州下諏訪に到着、そこから桜井常五郎らによる分遣隊が年貢半減令を布告しながら上田、小諸と信州東部へと進んで行く。二月十日、東山道総督府より相良隊を「偽官軍」とする布告が信州諸藩へ出されるも、さらに桜井らの分遣隊は前進し、二月十五日、ついに碓氷峠を占拠し「官軍先鋒嚮導隊見張所」の看板を建て、通行人の取り調べを開始するのである。

東山道総督府による捕縛命令を知った嚮導隊は、下諏訪本陣での謹慎を決定する。分遣隊のいる碓氷峠へもその知らせが届き十七日、隊員は碓氷峠を下り追分宿へ入る。ところが十八日未明、小諸藩がこの追分宿の旅宿に攻めかけ、いわゆる信州追分戦争が開始する。つづいて上田・岩村田

など信州諸藩、上州安中藩などの手勢に攻撃され、東信で活動していた嚮導隊分遣隊はこの戦いでほとんどが戦死あるいは捕縛され、壊滅状態となるのである。

つまり史料1によると、白川千代丸が三浦秀波と神祇隊結成の策を練ったのが、桜井ら分遣隊が碓氷峠を占拠したその日であり、そのことについて気吹舎に書簡を送付したのが、追分戦争で壊滅的打撃を受ける数時間前ということになる。おそらく、この時点では三浦をはじめとする東信の分遣隊は、この先に待ちかまえている隊の決定的な破滅を見通せてはいない。ただし嚮導隊自体、新政府の命令を無視し官軍の錦旗も賜らぬままに独自に進軍をおこない、碓氷峠を占拠している状態である。赤報隊として共に行動していた滋野井隊や綾小路隊はすでに解体し処分されている。また相良隊に関する悪い噂も広まっていた時期であり、三浦等が情報をつかんでいたかは不明だが信州各藩には追討命令が伝えられていた。次第に嚮導隊の存続が危ぶまれていく時期であったことは間違いない。そのような状況の中、三浦は、当時気吹舎に入門したばかりである白川家の十八歳の子息を、新しく神祇隊として立ち上げる組織にとりこんで、神祇道本所である白川家の権威を借りて正当性を付与しようとした、つまり活動の旗印にしようとした、と考えられるのである。

佐久の門人と気吹舎書籍

ところで赤報隊（官軍先鋒嚮導隊）は、言うまでもなく平田門人ばかりで隊員が構成されていたわけではない。ただし、赤報隊の名簿によれば、信州、特に佐久地方の人間が隊員の多くを占めること、また赤報隊に属する平田門人がほとんど信州の人間であることは確かである。特に、史料1の書簡からは三浦秀波（佐藤倭文雄）が赤報隊の窮地打開のために中心となって動いていることが窺い知られる。しかも白川千代丸が神祇隊を師岡節齋¹⁰など平田門の中心的な活動家をもって構成しようとしていること、そのために平田門人のネットワークを利用しようとしていることは興味深い。

三浦秀波¹¹が、赤報隊結成前の佐久地方に登場するのは慶応元年秋のことである。のちに気吹舎同門となり赤報隊でも同志となった水野丹波の推挙で、佐久郡今井村新海神社の神官柳沢綱寛方へ寄留することになったのだ。慶応二年十一月からは今井村で本教館と称する塾を始める。「本教館学則」を定め、農民子弟に読書を教えるほか、近隣神官を指導し、『皇典文彙』などを講義していたと伝えられる。つまり三浦は、この地域において周囲に思想的・学問的な

影響を与えていたといえる。それはたとえば、赤報隊隊員に小林長右衛門という弟子がいるほか、気吹舎に三浦の紹介で入門した小山忠太郎は、やはり赤報隊にも三浦や水野の紹介で入隊していることから窺い知ることができよう。

ではそのような、赤報隊（官軍先鋒嚮導隊北信分遣隊）において中心的役割を担い、それ以前は塾を開くなどして影響力を発揮してきた三浦は、佐久に居住する間、どこから気吹舎の著書を手に入っていたのであろうか。特に、慶応二年十一月以降は、当然、主催する塾のテキストとして気吹舎書籍を必要としていたはずである。また自らが平田学を学ぶためにも、気吹舎の著作物は必要不可欠であったが、その入手ルートはこれまで明らかになっていない。先述のように、南信州における先行研究では、気吹舎の書物流通は平田学が根付くための必要条件であり、活動の様相を知るための重要な要素でもあった。また、先に赤報隊は佐久を中心とした信州の隊員が多く、その中心は平田門人であったと述べたが、そのような活動家が育まれる土壌となった佐久および信州において、気吹舎の出版物は、どのような流布状況にあったのであろうか。

これらを具体的に検討する前に、さらに気吹舎と赤報隊の関係を明確にするため、やはり赤報隊隊員であり気吹舎門人であった水野丹波についてふれておきたい。佐久郡出

身で兵学者でもあった水野は、慶応三年十月に同じく佐久に住む親類柏原重禧の紹介で気吹舎に入門する。翌月、十一月には相良総三の浪士隊に参加するが、十二月に野州出流山で惨敗すると脱走して帰国し、三浦秀波に事情を報告した、とされる。赤報隊に参加した際には、三浦と共に確水峠を占拠する分遣隊に属していた。追分戦争では、三浦と同様にその行方をくらし処刑をまぬがれるのであるが、その後の足跡の一部を示しているのが次の史料²である。

史料² 慶応四年三月十一日、中津川宿問家来訪者名簿⁽¹²⁾

三月十一日

平田延胤

随従 出羽秋田院内銀山 鈴木新八郎^{大男三十二夕}

〃 同 村田興之助

〃 同 松浦友造

〃 武州葛飾郡藤塚村 嶋村政治

〃 下総国北相馬郡門倉村 門倉昇一良

〃 信州岩村田在 水野丹波

〃 同国飯田 上柳樹太郎

〃 同 久保田貞造

これは、美濃中津川宿の平田門人間半兵衛家に伝えられた来訪者の記録である。ここには慶応四年三月十一日の箇所のみをあげたが、追分戦争を逃げ延びた水野丹波が、気吹

舎の平田延胤一行に従って中津川に来ていたことが分かる。慶応三年に藩主に従い秋田へ下っていた延胤は、父鏡胤のいる京都へ上る途中に中津川に停留したのであった。水野がどこから延胤の一行に加わったのかは不明だが、ここで注意すべきは、延胤が逃亡中の水野を庇護し京都まで送りどけていた点である。そもそも、気吹舎としては門人達の政治的な運動へ関与することには非常に慎重であったと推測できる。⁽¹³⁾ともすれば一門の存続に関わるからである。だが、捕縛対象となつている水野を一行に加え庇護しているこの事実からは、気吹舎側が、門人に対してとつていたスタンスはもつと複雑であったといえよう。また上京した水野は沢為量・沢宜嘉父子を頼るが不在のためやむなく自訴し入牢・放免され、その後明治二年に落合村へ帰省したところを捕縛される。そして親類で岩村田若水八幡神職の気吹舎門人、柏原重禧がこのことを沢家に出訴、沢家から書面を貰って引き返し、やっと水野は出牢となったという⁽¹⁴⁾。ここにおいても水野の窮地を救うのに関わっているのは気吹舎門人である。

そもそも、佐久周辺の気吹舎門人は、明治以降を含めると門人帳に記載されているだけでも七十一人におよぶ。仮に慶応三年までの入門者をあげるならば以下のようになる。⁽¹⁵⁾

安政二年〜慶応三年 佐久周辺の平田門人

名前	入門年月日	場所	紹介者	備考
角田由三郎 (忠行)	安政二年八月十日	佐久郡長土呂村		
角田但馬 (常信)	安政五年三月十日	佐久郡長土呂村		近津神社神主、由三郎父
小林市正	安政六年十月十日	佐久郡小諸宿	角田忠行	島鹿島大明神神主
丸山善兵衛 (近良)	安政六年十一月五日	中山道塩名宿	角田忠行	
高山伊勢	安政七年正月二日	佐久郡下縣村	角田忠行	縣神社大宮司
依田祖兵衛	文久三年三月二十八日	佐久郡八幡	丸山善兵衛	
柏原重禰	文久三年三月十九日	佐久郡岩田村	角田忠行	若宮八幡宮神主、塾開催 (佐久市志)
吉祥院 (山田辨造)	文久三年	佐久郡小諸	角田忠行	
田中興太郎 (則之)	文久四年正月二十三日	信濃国田ノ口	角田忠行	藩士
小林主計 (智員)	慶応二年正月一日	佐久郡小諸	角田忠行	熊野宮大宮司
柳沢豊前 (綱寛)	慶応三年二月二十四日	佐久郡今井村	三浦秀波	新海大明神主、塾開催
青木刑部 (憲草)	慶応三年二月二十四日	佐久郡瀬戸村		八幡宮神主

水野丹波 (保定)	慶応三年十月八日	佐久郡落合村	柏原重禰	諏訪大明神主
水野勇士 (保穂)	慶応三年十月八日	佐久郡落合村	柏原重禰	水野丹波男

全体で、角田忠行とその父を除いた十二人のうち、角田忠行の紹介で入門している者が七人に及んでいる。角田忠行は周知のごとく『夜明け前』に暮田正香の名で登場する活動家であり、師岡節斎・三輪田元綱らと共に京等持院足利三代木像梟首事件に関わったことでも有名な人物である。ほかには、角田の紹介で入門した中山道塩名宿の丸山善兵衛、先述の三浦秀波、水野釈放に奔走した柏原重禰が紹介者として名前があがっている。つまり、慶応三年までは佐久の気吹舎門人ほぼ全員が、角田・三浦・水野といった国事運動家とまったくの無縁ではなかったと言えるのだ。だが研究史上、三浦や水野といった赤報隊隊員が平田門人であったということには言及されるが、赤報隊に加わった者を含めた「東信の平田門人と気吹舎」といった視点でふれられることはほとんどない。はたしてこのような佐久の門人達は、気吹舎からみてどんな存在であり、気吹舎はどのようなスタンスで彼らと接していたのであろうか。

さらに、初期入門者の大部分を紹介した角田忠行自身は、足利等持院事件の後、変名を使って伊那谷に潜伏し、その

後も上京して志士との連絡役になるなどの活動を続けていたため、佐久に定住することはなかった。地方にグループを形成する気吹舎門は、代表門人が江戸の気吹舎との連絡係となり、書物もそこから入手するケースが多いのであるが、角田の場合は佐久に留まっていなかったため、地域の気吹舎門下をまとめあげる様子はみえない。にも関わらず、慶応四年（明治元年）一年間の入門者は三十人にも及ぶ。東信における慶応期の書籍頒布は、入門者増加の事実を考える上でも重要な意味を持つであろう。入門以前に平田学を知る手だて、あるいは入門者としての学習に欠かすことのできない気吹舎の書籍を、佐久の気吹舎門人はどこから取り寄せていたのであろうか。

以上のような問題を考える上で重要な人物が、次章以降で扱う掛川（大和屋）吉兵衛である。

掛川吉兵衛と気吹舎

掛川吉兵衛は、気吹舎門人帳には名前が記載されていない人物であるが、その事績を知る手がかりの一つとして、信州小諸に碑文が残されている。

史料3 掛川春里（吉兵衛）碑文

社頭祈世 とこしへにつきせぬみよも いやましの

さかえをいのる 伊勢の神かき 春里

掛川春里翁ハ、通称を吉兵衛といふ、文政十一年十二月信濃国佐久郡小諸に生る、世々商を業とす、然れとも天稟敬神の志厚く、かたはら文事を好み、和歌ならひに書をよくせり、晩年中症をなやミ、起臥自由ならず、されと坐右常に紙筆をおき吟詠悶をやりり、ここに鏝らせしは翁の左筆か自詠なり、明治廿四年九月十九日病いえずして身まかりぬ、時に齡六十四、おのれ歌もて交はる事久し、よりに翁かあらましをしるすに
なむ

明治廿六年五月 東京 橘道守撰并書

この碑文をしるした橘道守¹⁷は、上野国桐生に生まれ、のちに橘守部の子冬照の養子となった人物である。橘家の学統を継承し明治歌集の編纂刊行と守部遺稿の校正・出版に努めたとされる。おそらく吉兵衛が和歌に勤しむなかで交流があったのであろう。そして後述する気吹舎と吉兵衛との師弟同様のかわりも、おそらくは和歌を学びたしなんでいたという経緯から始まったのではないかと考える。また、掛川家の本家は呉服屋で、分家して吉兵衛自身も呉服屋となったがうまくいかず塾居したとも伝えられる¹⁸。同じく一族の分家には紙屋があり、現在も小諸に大和屋紙店がある。掛川吉兵衛と気吹舎との関わりは大きく分けて二つの側

面がある。すなわち一つは信州佐久地方と江戸の気吹舎を
つなく気吹舎書籍販売への関与、もう一つは気吹舎出版物
刊行についての関与、である。以下の史料4〜史料31にあ
げた平田鏡胤差出、掛川吉兵衛宛の書簡をもとに掛川吉兵
衛の活動について、検討していくこととする。

刊行面での関与

先に掛川家の親族に紙屋がいたと述べたが、吉兵衛はそ
のような商家である自らの環境を利用し、北信州産の内山
紙を、おそらく慶応元年から明治元年までの間、気吹舎へ
卸していたのであった(史料4)。内山紙は上質な紙であり、
鏡胤は気吹舎から刊行する板本用の紙として重宝していた。

史料4 慶応元年十一月二十四日

然は先達てハ金子并ニ蔵板物御入帳被下候由安心いた
し候、扱又今般例之内山上物御撰六十八丸御廻し被下、
樋ニ受取申候、折節品切之時分、高価ハ無是非次第、
厚く御心配被下候段、辱仕合大慶至極ニ御座候

ただし、吉兵衛がいくら商家であったとはいえ、単純に商
業的な利益を追求することを目的に内山紙を卸していたの
ではなかった。史料5〜8は気吹舎との間に取引があった
ことが確認できる慶応元年から明治三年の書簡である。こ

れによると取引があった期間中、気吹舎は吉兵衛に対して
紙代の支払いについて延引を要請することを繰り返してい
る。史料5〜7はいずれも慶応期つまり社会状況の変化が
著しい時期に書かれた書状であり、金銭の都合がつきにく
いのも止むを得ないとはいえ、吉兵衛の側からすれば気吹
舎は決して商売上の利益を期待できる相手とは言えないで
あろう。

史料5 慶応元年九月二十六日

一夏以来仕入方沢山いたし度、出精いたし御座候内、
近年蔵板物大ニ相増、置所も狭く相成候にて、此節文
庫土蔵壺ケ所買入、製本所普請ニ取掛り居、甚以大混
雑ニ御座候、両様之物入にて、御勘定方相倍シ御不都
合之御事は御氣之毒と存候、当方、追々時分柄火災無
覚東何分難差延、又丁度宜キ売物出候故、買受候事ニ
相成、是も無餘義次第ニ御座候、不悪御承知可被下候、
此度右ニ付乍少分金三十両差上申候、御受取可被下候、
何レ来月頃より以前借用之分、返納相成可申と存候

史料6 慶応元年十月二十四日

一紙代追々御借用相増候ニ付、此度ハ少々も餘分ニ差
上度心組いたし置候所、御品物沢山ニ御廻し被下候故、
此度も又不足にて御氣之毒ニ奉存候、近来諸品倍々高
直ニ相成り書物ハ次第ニ出方沢山ニ相成候へ共、得分

ハ少キ方にて、其上ニ文庫入用等差つどひ甚不都合ニ御座候、御海容可被下候

史料7 慶応三年八月十日

一金子之事被仰下御尤之御事、仰ハなくとも成丈餘分ニ差上度存候へ共、此度は丁度新刻出来にて前条ニ候得とも次第等にて差支申候間、先金拾両也御渡し申候、甚少分にて御氣之毒御座候へ共、此度ハ御勘弁可被下候

史料8 明治三年十月二十五日

然は藏板物之事被仰下、御尤ニ存候へとも、何分ニも入費多く差支へ申候、実ハ一昨年来之所兼て心組候よりハ多分にて、今以池村方へ弁納相済不申当惑罷在候、何卒右相済候迄御見合可被下候、しかし来年迄ニハ不残相片付申度、其上にて八年々四・五十金位ツ、ハ必差上可申存し居候、乍去右相片付候迄之所は是非書物御入用ニ御座候ハ、何卒御注文之内、六分通り現金御入銀可被下候（百両之御注文ニ候ハ、六十両御入銀可被下候）、右様無之候てハ甚不都合ニ御座候、宜敷御

勸考希候

史料8は、吉兵衛が気吹舎から書籍を購入する場合に「六割の前払い」を要求するという内容である。実はこの書簡が書かれた明治三年の時点では吉兵衛はすでに紙の卸しをおこなってはいなかった²⁰。よってそれまでのように、

吉兵衛が卸す紙代と気吹舎から仕入れる書物代を折半することはなくなっていたが、吉兵衛に対する気吹舎の借金はまだ残っていたようだ。それにも拘らず、書物を購入する際の前払いを求めているのは、気吹舎が吉兵衛のことを単なる取引相手としてではなく、ある意味自らの支援者として頼りにしていることが窺い知られるのである。

また史料9のように、吉兵衛は紙だけでなく気吹舎のために製本用の糸をも仕入れようとしたことがあった。ただし吉兵衛が商人から示されたのがあまりに法外な値段であったため鋳胤が不審に思い尋ねる様子が記される。おそらく糸の仕入れは断念したと推測される。

史料9 年月日不明

糸之事、甚不審ニ御座候、若くハ奸商等の素人と見侮り高く賣付候ニハ無之哉、御用心可被下候

信奉者としての側面

実際、吉兵衛は商家としての立場を使って気吹舎と取引をおこなっていたが、それは必ずしも利益追求目的だけではなかった。それどころか、鋳胤の思想に傾倒し積極的に気吹舎をサポートする支援者であったのだ。先に掛川吉兵衛という名は気吹舎門人帳にはみえないと述べたが、実質

的には門人と同じような立場であったことが分かる。

吉兵衛の気吹舎に対する支援の一例として、史料10・11・12をあげた。気吹舎書籍刊行に際して吉兵衛が助成金を出資しているという内容である。

史料10 慶応元年十一月二十四日

一 神祭式上木御助成可被下候由、忝奉存候、然ル所右
はいまた清撰ニも相成兼居候間、当分延引之積りニ御
座候、外二何ぞ御助成被下度御考へ可被下候、且今般、
山田主よりも御申越之儀有之、右御報申述候間、其段
も御考合せ可被下候

史料11 慶応二年五月九日

一 素読本、太古伝、正文上木之事、御懇情被仰聞、重
畳辱大慶いたし候

史料12 慶応二年十二月五日

古史伝も十八ノ巻出来、此節摺方取掛り申候、第十九
上木相始申候、何卒第六帙早く出来之様ニと心掛居申
候、此上尺取候様相成候ハ、御助成之素読本速ニ取
掛り可申候

史料10の『神祭式』は気吹舎蔵板本のどの書を指すのかわ
明であるが、書名から察するに神葬祭関係の本であると考
えられる。本書は「当分延引」とあるので、いつ出版され
たのかわ不明だが、吉兵衛がこの本の出版に助成することを

申し出た背景には後述するこの地域での書物需要が関わっ
ていると推測される。すなわち、吉兵衛は『葬儀略』とい
う書を多く気吹舎から取り寄せているが、この時期、神葬
祭についての本の需要が高く、吉兵衛は同傾向の書物刊行
を望み、費用を助成したのではないかとということである。
史料11・12の「素読本」は慶応三年十月刊の『稽古要略』
だと考えられるが、本書刊行に対する資金助成も、やはり
後述の「初学者向け」の書物取り次ぎや吉兵衛の啓蒙活動
との関連を予測させる。

また、書籍刊行の助成金出資といった支援のみならず、
吉兵衛自身、篤胤の写本を気吹舎から取り寄せて読んでい
る。史料13・14によると、気吹舎門外不出の写本である
『仙境異聞』を吉兵衛が借りていることが分かる。『仙境異
聞』は篤胤が、異界とこの世を往復した経験をもつ少年寅
吉からその様子を詳細に聴き取り、書き記した書である。
それは、篤胤が『靈能真柱』で主張した死後の世界「幽冥
界」の存在を立証しようと集めた証拠の一つであり、その
理論リアリティを持たせるものでもあったといえよう。

ところで、地方の門人が気吹舎にある写本を閲覧したい
と望んだ場合、基本的には筆耕を気吹舎に呼んで写させそ
れを販売する方法をとっていたと考えられる。下伊那飯田
の門人、片桐春一郎のところには安政期頃の「著述書写本

「目録并筆紙料覚」²¹という、当時写本を購入する際に使用した目録が残されており、『仙境異聞』は金貳分貳朱で門人に限って販売されていた。そのような門人間でのみ取引されていた『仙境異聞』の閲覧を鏡胤は吉兵衛に許可しているだけでなく、直接、写本を送付し読了（あるいは筆写）後それをまた送り返させているのである。つまりそれだけ鏡胤は吉兵衛を信頼しており近い門人同様に接していたといえよう。

史料13 慶応二年八月十日

一 仙境異聞一ノ巻受取申候、二ノ巻代りニ差上申候、成丈御急キ可被下候

史料14 慶応三年八月十日

一 仙境異聞三ノ巻之事、承知いたし候へ共、何分諸所へ借くれ明キ間無之、四・五日以前外方へ貸し申候、此後ハ明ケ置候ても差上候様可致候

一方、吉兵衛は鏡胤自筆の草稿や鏡胤の肖像画を精神的なよりどころとして望むこともあった（史料15・16）。史料15からは佐久周辺の門人たちが鏡胤の筆跡を所望しており、吉兵衛が江戸に出府した際、鏡胤からいくつか譲り受け、帰国してから周囲に配布したことが分かる。現在でも掛川家には鏡胤自筆の断簡がきれいに裏打ちされて保存されており、吉兵衛自身も鏡胤に傾倒していた様子が確認できる

のである。

史料15 慶応二年五月九日

一 先人之筆跡差上候所、御帰着後有志之御方々へ御配分被下候由、右様之反故ニても宜敷候ハ、又も差上可申候

史料16 慶応三年十月二十四日

一 先人肖像之儀、御問合之趣、承知いたし候、近来懇望之人々、時々御座候故、追々為写差送り申候

書物販売

以上のように、吉兵衛は商売人というよりは支援者として紙を気吹舎へ卸し、著書出版の際には助成金を出資し、また鏡胤自筆の断簡や肖像画を精神的なよりどころとして周辺へ配布するなどして気吹舎を積極的にサポートしてきた。だが、吉兵衛と気吹舎の関係において最も重要な意味をもつたのは、気吹舎から佐久地域への書物取次であったといえよう。史料17は、吉兵衛の書物取次・販売こそが、平田学の佐久地域への浸透の理由であるとして、その功績を鏡胤が感謝する内容である。

史料17 慶応二年十二月五日

一 学事逐日相關ケ候模様申上候所、御悦ニて猶御地辺

も蔵板物追々相弘り候段被仰下御同慶之御事ニ御座候、乍去御地辺之所ハ全く貴家御誘引故ニ候ハんと被存候、此度又々沢山御注文ニて、実ハ驚人候事ニ御座候

氣吹舎の「蔵板物」が「追々相弘」まったことを喜んでい
るといふことは、吉兵衛の書物取り次ぎが氣吹舎門人だけ
を対象としていたのではなく、佐久地域の一般人に向けた
行為でもあったと言ふことができる。また「御誘引」とい
う語句からは、吉兵衛が書物販売に対して「平田学啓蒙」
を意識しておこなっていたことが分かる。それは、平田学
の知識が皆無であり商売として書物を取り次ぐ一般の書肆
による販売とは、その意義をまったく異にするものであつ
た。

では、吉兵衛は氣吹舎から具体的にどんな著作を仕入れ
ていたのであろうか。佐久における書物需要の一部を知る
ことができるのが史料18から史料25である。

史料18 慶応二年五月九日

一二千文読例付十部、命歴序致も丁度出来故是又十部、
又外ニ神字彙と申もの大坂ニて出来故五部同封いたし
候、右三品沓包ニいたし差出し申候、御受取被下候

史料19 慶応二年(三年か)三月五日

一葬義略十部、伝五帙半五部、御注文則差出申候

史料20 慶応三年十月二十四日

古史伝初帙巻ツ、二帙以下四帙迄二部ツ、外ニ御追
書ニて、静石屋、曆神弁、右五部御入用之旨承知いた
し候、有合差出し申候

史料21 明治元年二月七日

一神代系図二十巾、喪儀略十部、御注文神中ハ有合差
上申候、喪儀ハ折ふし払底摺立中之由、后便差上可申
候

史料22 慶応二年九月二十日

一蔵板物御注文承知いたし候、拙方蔵板ハ何レも出来
合之故、日文伝五部、神系帳十部差上申候、神字彙ハ
大坂板之所、近來之騒ニて其後着荷無之候て、先分之
残り六部有之則差上申候、葬儀略ハ古川之蔵板之所、
此節騒ニて製本相成兼候由ニて一部も無之候、後便差
上可申候、○序ニ付得御意候、拙方蔵板之分ハ御蔭ヲ
以料紙沢山故、何レも百部・二百部も出来居、半紙本
も相応ニ沢山有之、五百両や七百両之御注文ハいつニ
ても差支無之候、沢山ニ御弘メ可被下候 京撰も追々
御模様相直り可申候、折角相楽ミ罷在候

史料23 慶応三年十二月十一日

一童字門 十 三拾七匁五分
一出定附録 十 百四十匁
一悟道弁 十 百匁

- 一 伊吹風 十 百廿四
 - 一 静石屋 十 百四十句
 - 一 御略伝 十 七十五句
 - 一 玉櫛揃 五 三百九十三句七分五厘
 - 一 妖魅考 五 百三十一句二分五厘
 - 一 真柱 五 百十二句五分
 - 一 神拝式 十 三十七句五分
 - 一 大祓詞 十 三十句
 - 一 神系帖 十 六十五句
 - 一 壹貫四百〇二匁五分
 - 一 正味壹貫百式拾匁也
- 史料24 年月日不明（慶応三年以降）
- 一 宮比神御伝記 五部
 - 一 二千字 十部
 - 一 同読例付 十部
 - 一 俗神道 五部
 - 一 御略伝 十部
 - 一 古史伝 十九冊 五部
 - 一 荷田大人 五部
 - 一 衣食神号 五部
 - 一 鈴木翁真筆 五部
 - 一 神代系図 二十枚

ノ拾品 平田塾

史料25 明治三年十月二十五日

古史伝 廿五 廿六一

出定笑語 三冊 一

年歴偏略 一

摺物類 九種

右出来合候故差上申候、猶又西籍概論・千字文等、近日出来之筈ニ御座候、且此節入費少し引下させ候間、書目一二葉差上申候

この地域の特徴として興味深いのは白川関東執役・気吹舎門人の古川躬行（将作 著である『喪（葬）儀略』がよく売れていることである。本書は神葬祭の祭式が記された書である。実際に神葬祭をおこなう場合は神職でなければ認められないゆえ、実践のために使用したとは考えられない。しかし、おそらくは教養としてその知識を身につけたいと考えた者が多かったということであろう。

また、鏡胤が送付したとする書物名を総体的にみると、特に初学者向けのものに需要が集中しているといえる。たとえば、史料18や史料24の『古学二千字』『同読例付』は、国学を体系的に漢文素読で学ぶテキストとでも言うべきものである。特に後者は読み下し文を添えた初心者向けである。史料23にあがっている『童蒙入学門（童学門）』は平

田学を学ぶにあたっての学則を示したものである。また

『悟道弁』や『伊吹嵐』は俗言俚語を交え初学者を対象としている。さらに『玉襷』『靈能真柱』は篤胤生前から講釈に最もよく使用され、平田学を学ぶための基本書であり必読書であった。『每朝神拝詞記』は気吹舎の出版物全体の中でも特に需要のあったものである。宗教的な側面での実践に不可欠であり、何度か版を重ねて摺られた。一枚摺りの摺物では『神代系図』の送付が多かったようだが、これは『靈能真柱』をはじめとし、篤胤の思想体系の理解を助ける補助的な役割を果たしたと考えられる。

このような初学者向けの書物需要が高かったことから、平田学に初めてふれる一般読者への浸透を窺わせる。赤報隊の多くの隊員を育んだこの佐久地方において、気吹舎出版物は、平田学に傾倒する掛川吉兵衛の啓蒙的な努力によって、広く行き渡るようになったのである。

気吹舎のスタンス

それでは、気吹舎自体は、吉兵衛や赤報隊に参加するような急進的な者を含めて門人達にどのようなスタンスをとっていたのであろうか。赤報隊以前の三浦秀波に対して、鍊胤は次のように述べている。

史料26 慶応二年十二月五日

一三浦秀浪ハ門人ニテ御座候、随分学功も御座候へ共、活氣之若人ニテ又困り候事も聞々有之候、決て悪キ人ニハ無之と存候へ共、餘り御親しくハ不被成候方宜敷候はんか、先は右貴答旁如此御座候

これは慶応二年十二月の書簡だが、三浦秀波が佐久において塾を開始したのが慶応二年十一月であり時期的にほぼ重なる。よって、おそらく気吹舎から塾のテキスト用の出版物を仕入れるために、書物取次であった掛川吉兵衛との接触があったのではないかと考えられる。つまり、三浦も吉兵衛から書物を購入していた可能性が高く、吉兵衛はこの点でも重要な役割を果たしていたといえよう。

この書簡の中で鍊胤は吉兵衛に対し、三浦が活動家であることをもって「餘り御親しくハ不被成候方宜敷候はんか」と忠告している。そしてこれがラディカルな国事運動をする門人達に対して気吹舎がとっていた表面上の一貫したスタンスであったと推測される。つまり、心情的には肯定しつつも直接的にその活動には決して関わらない。そして吉兵衛にもそのようなスタンスを勧めている⁽²⁴⁾。ただし、鍊胤のそれがあくまでも表立った場合の態度であったということは、先に示した史料2で明らかであろう。すなわち追分戦争を逃げ延びた水野丹波を延胤が庇護し京都へ送り

届けている事実である。このように表だたない場面では、気吹舎側は彼らの窮地を助ける労をいとわなかったと考えられる。それは角田忠行をはじめとする諸国の浪士たちを庇護した伊那谷の平田門人たちの態度とも通底するものでもあった。⁽²⁵⁾

一方、吉兵衛とその周辺の佐久の門人達は、鍔胤にとつてどういう存在であったのであろうか。それは同時に慶応期の佐久門人たちがどのような意識で平田学を学んでいたかということでもある。史料27・28によると、鍔胤は吉兵衛周辺の門人たちを「同志」と称していることが分かる。

史料27 慶応元年十一月二十四日

尚々申候、御同志之御方々へ宜敷御伝声可被下候、且貴君来春ハ御出府之趣、折角御伝可申候、委曲可期拝眉候以上

史料28 慶応二年九月四日

扱又此度も被仰下御尤至極ニ御座候へ共、七月以来之騒動ニ付甚不融通、先月以来ハ大抵勘定なしと申候程之事にて何分出来不申候、当地之存亡切迫、旦夕ニ及候故、左も可有之事と存候、乍去、長州ハ倍々威勢盛りニ相成り、石州濱田落城、津和野ハ附属之様子、豊前小倉も落城無相違、中津も危急之由春ハ遠行跡ハ大もめ、橋・会間隙相生じ、実以大騒動ニ相成、近々必

大変革ニ相成可申候、乍去、実ハ復古挽回之御時節到來、不遠白日晴天相仰候様相成可申候

(中略)

尚々申し候、吉祥院主初御同志之御方々へ宜御伝声可被下置御出精希候

先に掛川吉兵衛は、和歌をたしなむ土壌から気吹舎へ傾倒するに至ったのではないかと述べたが、このようにたとえ表だつた活動をしない者であっても、それは単なる歌道的な興味から国学を学んでいる門人というよりは、精神的な方向性を同じくする「同志」であると鍔胤は意識していたのである。特に史料28では、第二次長州戦争の情報が語られ、「復古挽回之御時節到来」といった政治的・思想的な話題を躊躇なく語っている。まさに同志に向けた意見を鍔胤は述べているといえよう。

史料29 慶応二年九月二十日

一金子差上兼候段御承知被下、扱々御氣之毒至極ニ奉存候、此節弥以不融通、今少し之間御宥免可被下候、而三日ハ弥騒立、実ニ大騒動ニ相成申候、委細ハ御飛脚之仁より御承知可被下候、是も思へバ悪事ニハ無之不遠善事ニ相復し候事無相違被存候、今の乱妨ハ是迄ニ追々上向より不正之政令いたし来候報にて御座候、仍て有志之者ハ此節の有様を相悦び候模様にて御座候、

夫二付ても甚不自由差当り之所迷惑いたし候、兩三日之所ハ本所・深川・浅草・下谷辺不残肆中商売休二座候、昨日頃より本郷・湯島相始り、又兩三日之内二ハ江戸中二及び可申候、必一兩月の大騒にて相片付可申候、呉々久御迷惑暫時之所御勘弁可被下候

史料29で語られる騒動とは『気吹舎日記』慶応二年九月十八日に「四五日前より、市中の窮民騒ぎ立ち、紙旗押し立て、数百人づつ寺院などへ屯集し、車をひいて市中往来、合力をこう」とある貧民暴動のことである。この暴動に対し鉄胤は「悪事ニハ無之」、これまでの「不正之政令いたし来候報」であると幕府を批判している。この幕政批判はやはり吉兵衛に対して思想性を同じくする同志であると見なしていることが分かる上、鉄胤の貧民に対する同情や、この暴動に対するある種肯定的な視点を窺うことができる。慶応期、東信州の平田門人たちは、活動面においてはそれぞれ差異があったが、鉄胤は門人達を単なる教養として国学を学んでいる徒ではなく思想性を共有する同志ととらえており、実際のところ、三浦にせよ、吉兵衛にせよ、気吹舎の著書を使い啓蒙的に思想を広げていくというような主体的な側面は一致していたといえるのである。

おわりに

以上、書物の流れを中心として東信州における平田門人と気吹舎について述べてきた。

佐久は赤報隊の中心的人物であり気吹舎門人でもある三浦秀波や水野丹波を含めて、多くの赤報隊隊員を育むと同時に多数の気吹舎門人を輩出した土地でもあった。そのような地域において、篤胤の思想を伝える媒体としての書物は、掛川吉兵衛という支援者により啓蒙的な意識を伴って頒布されたのである。このような書物販売行為は、商業的利益向上のみを目的とする一般の書肆によるそれとは大きく意義を異にするものであった。また、板本の紙を気吹舎へ卸し、一方で出版資金を助成し、あるいは周囲の門人たちへ精神的よりどころとなる篤胤自筆の断簡を配り、吉兵衛は混沌とした慶応期の気吹舎出版を支えたのであった。

このような、ある種の啓蒙的な行為をともなう主体的な活動としての書物取次は、幕末期の気吹舎門人においては各地でおこなわれていたと考えられる。今後はそれぞれの活動の様相や地域との関わりなどを更に明らかにしてゆく必要があるといえるが、本稿ではその課題への足がかりとして、信州全体のどの地域に平田門人による取次所があった

かということを最後に示しておきたい。

史料30 慶応三年三月五日

其御国中二ても、上田・諏訪・飯田・山吹等同様取次
二御座候へ共、一割半其外引方無之候、中二も飯田ハ
別して学事二大功ある方二候へ共、右之通り故、不悪
御承引可被下候。

史料30は、鍔胤が吉兵衛に対して書物を販売する(卸す)際の割引率をさげたいと言っている書簡の一部である。信州には吉兵衛と同じような取次所があるが、みな一割半引きで、吉兵衛だけ二割引にすると不公平であるからと説得しているのである。ここに信州にある他の取次所として、上田・諏訪・飯田・山吹という地域があがっている。諏訪は門人松沢四郎兵衛、飯田は文久二年までは岩崎長世、その後は春木屋(久保田)清兵衛がそれぞれ取次をしていた。また山吹はおそらく山田元八郎(文久三年入門)であろう。そして、佐久と同じ北信州の上田であるが、これは史料31から、小松屋左一郎²⁷⁾という人物であることが分かる。

史料31 慶応元年九月二十六日

惣体学事繁昌之所ハ御安悦可被下候、此度、上田より
も門人手続キにて蔵板取次願出候間、任其意申候、右
ハ房山村丸山徳五郎と云門人の請合にて海野町小松屋
左一郎方二ても御承知置可被下候

つまり、赤報隊で活動する前の丸山徳五郎が請合人となり、わざわざ気吹舎書籍の取次所を上田に設けたというのである。このように幕末維新期の気吹舎門人は国事運動と同時に、書籍頒布とそれに伴う啓蒙活動を積極的に展開していったのである。

注

- (1) 昭和四年十一月、下伊那郡国民精神作興会。
- (2) 「幕末期情報センターとしての中山道中津川宿とその背景」(『街道の歴史と文化』一九九九年一月)、「明治維新と中津川」(同 二〇〇〇年七月)、「中津川商人の国学受容と横浜交易」(同 二〇〇一年四月)、「中津川国学者と薩長同盟」(同 二〇〇三年四月)、「幕末中津川をめぐる三人の女性達」(同 二〇〇三年十月)、「下伊那の国学」(『飯田市歴史研究所年報』二〇〇五年八月)など。
- (3) 一九八一年三月、中央公論社(中公文庫)。
- (4) 国立歴史民俗博物館平田篤胤関係資料、書簡181-18。
- (5) 「雅好 実資敬王男、幼名末麿、千代丸、従五位下、嘉永四・六・六生、明治三・三・十一卒、于時歳廿」(會根研三『伯家記録考』所収、「増補訂正伯家系譜」一九三三年十月)。
- (6) 長谷川伸『相良総三とその同志』(前掲)および高木俊輔『維新史の再発掘』(前掲、一九二頁)では白川千代

丸直属の神祇隊の存在についてふれられており、桜井常五郎がその隊長となったとあるが、本史料の存在と、平田門人ネットワークを利用して隊を構成しようとする事実是指摘されていない。

(7) 「白川伯王様御実弟千代丸君御事、水原主水殿御入門、古川但馬守御同道申来」『氣吹舎日記』(宮地正人編「平田国学の再検討」『国立歴史民俗博物館研究報告』二二八集、二〇〇六年三月)。

(8) 以下、赤報隊の事跡については、『長野県史 通史編 第七卷近代』(一九八八年三月)、高木俊輔『明治維新草莽運動史』(勁草書房、一九七四年十月)、高木俊輔『維新史の再発掘』(日本放送出版協会、一九七〇三月)、中島明『幕藩制解体期の民衆運動』(校倉書房、一九九三年二月)、『佐久市志 歴史編四 近代』(一九九五年三月)、中島昭『信州佐久小県の「御一新」』(信濃書籍出版センター、二〇〇〇年十二月)、および長野県立歴史館『幕末の信州』(二〇〇六年度夏期企画展示図録)参照。ただし『佐久市志』では嚮導隊の下諏訪到着を一月二十八日とし、碓氷峠占拠を二月十四日としている。

(9) 「諸隊名簿」、高木俊輔『明治維新草莽運動史』(勁草書房、一九七四年十月)所収。

(10) 文久三年二月、京等持院足利三代木像梟首事件に関与し上田藩にお預けとなるが王政復古後放免され慶応四年三

月には鏡胤妻織瀬らを護衛し京都へ上る(宮地正人「下伊那の国学」、前掲)。

(11) 以下三浦秀波および水野丹波については『佐久市志 歴史編三 近世』(一九九一年三月)二二六八頁～二二七五頁参照。また、大濱徹也「佐藤清臣小伝——ある草莽の生涯をめぐる」、『国史論集 小葉田淳教授退官記念』(一九七〇年、所収)によれば、三浦秀波は慶応二年五月から六月にかけて諏訪、伊那谷を訪れていたとされる。

(12) 間諜嗣家文書「玉石混同」。

(13) 鏡胤ら気吹舎側がいかに政治的な側面で警戒心をめぐらせていたかについては、たとえば『出定笑語』や『玉輦』巻二の刊行を意識的に控えていたこと(宮地正人「伊吹廻舎と四千の門弟たち」『別冊太陽 知のネットワークの先覚者 平田篤胤』、平凡社、二〇〇四年五月、一一一頁)や、秋田藩当局へ鏡胤が提供した坂下門外の変関係者の捕縛情報について、実は当事者が門人であった事実を伏せていることなど節々にみうけられるが、同時に等持院足利三代木像梟首事件には心情的に肯定していたものと考えられる(宮地正人「幕末平田国学と政治情報」『日本の近世』第十八巻、一九九四年五月、二四三頁～二四六頁)。

(14) 『復古記』原史料の基礎的研究(『東京大学史料編纂所研究紀要』第二六号、一九九一年三月刊)一一八頁。

(15) 「門人姓名録」(『新修平田篤胤全集』別巻、名著出版、

一九八一年六月) および『佐久市志』(前掲) 一二七三頁参照。

(16) 吉田麻子「秋田の平田門人と書物・出版」(『日本思想史学』第三十九号、二〇〇七年九月) 一四〇頁下段参照。

(17) 『桐生市史』(一九五九年三月) 二二九～二三〇頁。

(18) 掛川家については、本稿で使用した掛川吉兵衛宛て書簡の所蔵者であり吉兵衛のご子孫でもある正宗陽子氏談による。また大和屋紙店は長野県小諸市本町に現存する。

(19) 掛川吉兵衛ご子孫、正宗陽子氏・掛川國雄氏蔵。

(20) 本稿には掲載していないが明治元年の書簡に紙の取引停止を求める内容がある。

(21) 吉田麻子「国学者平田篤胤の著書とその広がり」『第二十八回国際日本文学研究会集會議録 教養としての古典——過去・現在・未来』(国文学研究資料館、二〇〇五年三月) 九三頁に写真を掲載。

(22) 辻善之助「神職の離壇問題に就いて」(『日本仏教史之研究統編』所収、金港堂書籍株式会社、一九三一年一月)。(23) 『古学二千年』については吉田「秋田の平田門人と書物・出版」(前掲) 参照。

(24) 実際、直接的に赤報隊に加わらなくとも、明治元年入門の神津半右衛門は官軍先鋒嚮導隊に足軽や馬鞍を提供したことで追分役人らに詰問され縄を打たれたという。『佐久市志 歴史編四 近代』(前掲)、二七頁。

(25) 宮地正人「下伊那の国学」(前掲) 参照。

(26) 国立歴史民俗博物館蔵平田篤胤関係資料、書簡 19-1-27 および、同、冊子 2-5、2-6、2-7『金銀入覚帳』による。

(27) 小松屋左一郎については、長野県立歴史館に所蔵されている一枚刷りの蔵板入費には「伯家字師 平田先生著書取次 信州上田 小林左一郎」とある(資料番号 1711)。また、『諸国道中商人鑑 中仙道・善光寺之部 全』(文政一〇年)に「諸国御茶問屋、小林佐七郎、信州上田海野町南側」とあり、また『上田市誌 歴史編(7) 城下町上田』に、上田城追手門手前の海野町南側九軒目に「小林英左衛門」の店があり小林佐七郎(英左衛門)は小松屋の屋号を持つ茶問屋のほか、味噌・醤油を商なっていることが記されていること、また小松屋の請負となった丸山徳五郎の姉が海野町上野屋という商家に嫁いだこととの関連性があるのではないかと、との貴重なご教示を長野県立歴史館文献史料課長の児玉卓文氏より頂くことができた。

付記 本稿を成すにあたり貴重な史料閲覧を許可して下さいました掛川吉兵衛御子孫の正宗陽子氏・掛川國雄氏に深謝致します。また様々な面でご指導頂いた方々に厚く御礼申し上げます。

(相模女子大学非常勤講師)